

別紙様式第九 (令2 内府総省財支科厚労農水経産国交環省令6・全改)

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

結 締
技術導入契約の に関する届出書
変 更
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地		担当者 電 話	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係 (該当分に○)	イ 届出前契約の相手方が直接・間接の50%以上を保有している会社 ロ 届出前上記イに該当しない		

下記のとおり届出します。

契 約 の 相 手 方	1 氏 名 又 は 名 称			
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国 籍	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		資本金	
2 技 術 の 種 類				
3 契 約 期 間 (始期及び終期)				
4 技 術 導 入 の 対 価				
契 約 条 項 の 概 要	5 イ 現在届出者が既に所有する技術を契約の相手方に提供	(該当分に○)		
	ロ 特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有	無	
	ハ 特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有	無	
	ニ 商標権の譲渡又は使用権の設定	有	無	
	ホ 技術情報の提供又は使用権の設定	有	無	
	ヘ 日本国内における独占的製造権又は販売権	有	無	
ト 届出者の再実施権	有	無		
6 技 術 の 内 容				
7 変 更 の 種 類 (該当分に○)		イ 契約期間の変更 ロ 技術の追加 ハ 対価の変更 ニ その他		
8 変 更 内 容	項目番号・項目名	変 更 前	変 更 後	

9 技術導入契約の締結等の時期	
10 技術導入契約の締結等をしようとする理由	
11 その他の事項	

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。
- 2 届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、原届出受理証(写)を添付し、「1 契約の相手方」、「7 変更の種類」、「8 変更内容」、「9 技術導入契約の締結等の時期」、「10 技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11 その他の事項」欄のみ記入し、「8 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所の下線を付すこと。
- 3 報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「8 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
- 4 「2 技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること(例：飛行機の速度計の製造技術)。
- 5 「4 技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ(ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。)及びその他の費用(図面代等)を、それぞれ別書すること。
- 6 「5 契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。
- 7 「6 技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの特許等を記入すること。また、登録商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。
- 8 地位の承継の場合には、「9 技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10 技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社との契約について、○年○月○日に吸収合併(又は契約の譲渡)があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本産業規格A4)